

平成 24 年 12 月 21 日

お客様各位

日高信用金庫

「経営革新等支援機関」の認定について

当金庫は、平成 24 年 12 月 21 日付で中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定を受けましたのでお知らせいたします。

当金庫は、これまでも経営課題解決に向けた支援を行ってきましたが、「経営革新等支援機関」に認定されたことにより、従来よりも踏み込んだ経営支援が可能となります。

今後も、当金庫では、地域の事業者様に対しての経営支援体制を一層充実させ、経営課題解決への支援に努めてまいります。

記

1. 相談窓口

日高信用金庫の本支店すべての融資窓口

2. 相談内容

創業支援、事業計画策定支援、事業承継支援、M&A（事業の譲渡、買受による事業の拡大）支援等

3. 認定取得日

平成 24 年 12 月 21 日

4. 統括部署

日高信用金庫 融資部 経営相談課

本件についてのお問い合わせ先：日高信用金庫 融資部 経営相談課

TEL:0146-22-4113

以上

※経営革新等支援機関認定制度の概要

多様化した中小企業の経営課題解決に向け、金融・企業財務・税務等に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が「経営革新等支援機関」として認定することにより、政府関係機関等と協調して専門性の高い支援を提供することで、中小企業の経営力強化を図っていくことを目的としています。